

千葉市工場立地法地域準則条例の改正（案）の概要

I 千葉市工場立地法地域準則条例（案）の概要

1 条例（案）制定の背景

（1）緑地面積率の状況

① 工場立地法（昭和49年3月施行）による緑地面積率

敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上で製造業等を営む工場（以下「特定工場」という。）は、周辺環境との調和を図るため、全国一律に工場敷地面積の20%以上の緑地面積を確保することが義務付けられています。（昭和49年法施行以後の工場（増設等を含む。）が対象）

② 千葉市工場立地法地域準則条例の制定（平成20年4月施行）

工業専用・工業・準工業地域における緑地率を緩和しました。
（工業専用・工業地域10%以上、準工業地域15%以上）

③ 工場立地法の緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準の改正 （平成23年9月施行）

地方自治体が緩和することが出来る緑地率などの下限が5%引き下げられました。
（工業専用・工業地域：10%以上 → 5%以上、
準工業地域：15%以上 → 10%以上）

（2）緑地面積率の緩和の必要性

① 臨海部を中心に立地している素材・食品等の企業は、グローバル競争にさらされており、かつてない厳しい環境が続く、県内においては臨海部の企業の生産停止・縮小の動きが相次いでおり、今後、千葉市内へ波及する恐れがあります。

（これまでの企業の主な動き）

平成25年2月 住友化学千葉工場（市原市）平成27年9月までにエチレン生産を停止
平成25年5月 新日鐵住金君津製鐵所（君津市）平成27年度末までに高炉1基を中止

② 千葉県が「京葉臨海コンビナート競争力強化検討会（※）」を立ち上げ、臨海部の関係各市と連携して緑地率の緩和をはじめとした規制緩和などの対応を行うこととしております。

（※）京葉臨海コンビナート競争力強化検討会（平成25年度に千葉県が設置）

【目的】コンビナート地域の競争力強化のため、今後の対応を検討する。

【委員】関係自治体（千葉市、市原市、袖ヶ浦市、君津市）、湾岸部立地企業5社

③ 千葉市の臨海部に立地している市内企業からも、工業が主となる工業専用・工業・準工業地域では、緑地率等の緩和の要望が出されています。

以上のことから、臨海部における工場の再生・活性化を図り、企業の積極的な設備投資や企業立地を促進することにより、市内経済の活性化を図るため、条例の改正が必要となります。

2 条例の改正（案）の内容

(1) 区域の範囲及び緑地面積率等

① 緑地面積率

現行制度	改正後	
工業専用・工業地域 10%以上	工業専用・工業地域（①、②の地域）	5%以上
	同（それ以外の地域）	10%以上
準工業地域 15%以上	準工業地域（③、④の地域）	10%以上
	同（それ以外の地域）	15%以上

② 環境施設（※1）面積率

現行制度	改正後	
工業専用・工業地域 15%以上	工業専用・工業地域（①、②の地域）	10%以上
	同（それ以外の地域）	15%以上
準工業地域 20%以上	準工業地域（③、④の地域）	15%以上
	同（それ以外の地域）	20%以上

(2) 重複緑地（※2）の緑地率への算入率上限

現行制度	改正後	
規定なし (全市域 25/100)	①、②、③、④の地域	50/100
	それ以外の地域	25/100

(※1)「環境施設」とは、規則で定められた施設（修景施設、屋外運動場、広場、屋内運動施設、教養文化施設、雨水浸透施設、太陽光発電施設等）のうち、周辺地域の生活環境の保持に寄与するものをいいます。

(※2)「重複緑地」とは、緑地の中で、(ア)「緑地以外の環境施設（※1）」以外の施設と重複する土地（パイプの下芝生、駐車場の緑地等）と、(イ)建築物屋上等緑化施設（屋上の緑地、壁面の緑地等）、の2つをいいます。工場立地法の「緑地」として認められるのは、当該工場敷地にある緑地面積の一定比率までです。

Ⅱ スケジュール

平成 25 年 11 月 15 日（金）～12 月 16 日（月）

パブリックコメント手続

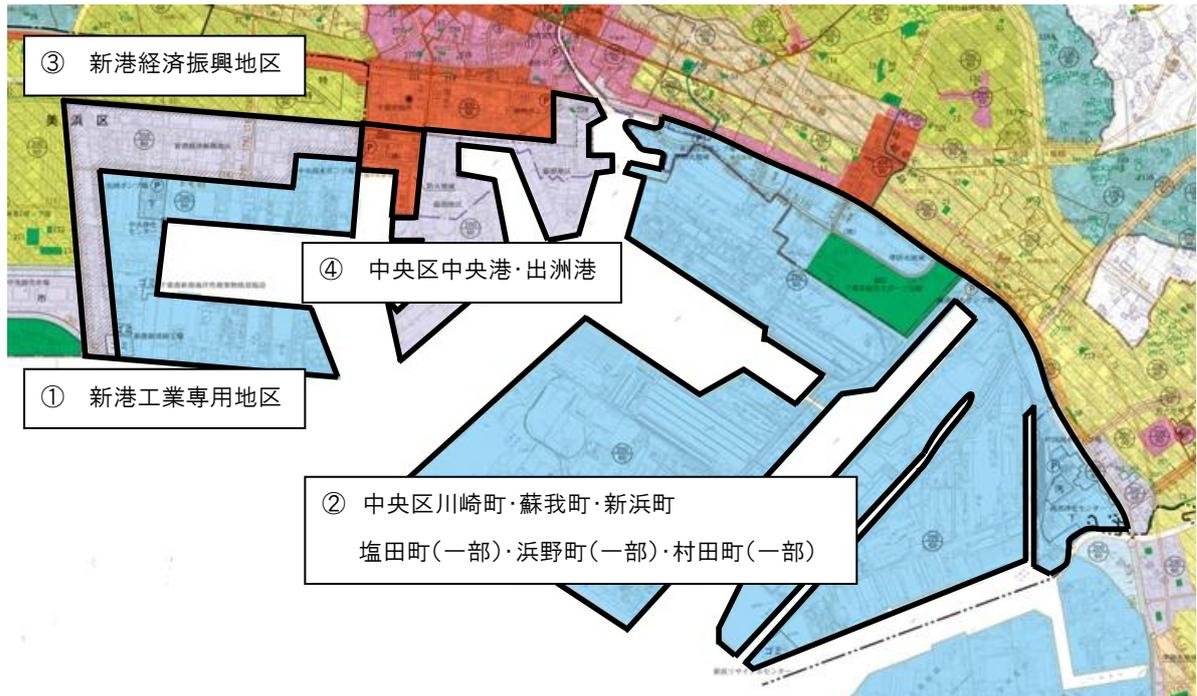
平成 26 年 2 月

議会（条例案上程）

4 月

地域準則条例施行

（図 1）湾岸周辺図



- ① 新港工業専用地区
美浜区新港のうち、用途地域が工業専用地域となっている区域です。
- ② 中央区川崎町、中央区蘇我町、中央区新浜町、中央区塩田町、中央区浜野町、中央区村田町のうち、用途地域が工業地域または工業専用地域となっている区域です。
- ③ 新港経済振興地区
[新港経済振興地区振興条例\(平成 13 年 9 月 25 日 条例第 42 号\)](#)で規定する適用区域です。
- ④ 中央区中央港・出洲港
中央区中央港、中央区出洲港のうち、用途地域が準工業地域となっている区域です。

Ⅲ その他

今回の地域準則条例の改正に伴い、整合性を図るため、千葉市工場等緑化推進要綱の改正を行います。

<改正案（該当部分の抜粋）>

【現行】	【改正案】（臨海部に限る）
「工場敷地内緑地（緑化率）」 工業専用地域・・・10%以上 工業地域・・・・・・10%以上 準工業地域・・・・15%以上	「工場敷地内緑地（緑化率）」 工業専用地域・・・<u>5</u>%以上 工業地域・・・・・・<u>5</u>%以上 準工業地域・・・・<u>10</u>%以上

○ 参考

- (1) 千葉市工場等緑化推進要綱は、昭和49年に制定し、工場、事業場又は事務所（以下「工場等」という。）の良好な環境を確保するための緑化を推進するとともに、地域環境の保全や景観形成などにも寄与させることを目的として「緑化率」等を定めています。
- (2) なお、ここでの「緑化率」とは、工場等の敷地内における、地上緑化（樹木による緑化）がなされた敷地の占める割合のことをいい、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第34条第2項に規定する緑化率をいいます。